新潟県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和３年12月28日

新潟県知事　　花　角　　英　世

新潟県規則第59号

新潟県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成21年新潟県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の細目の表示に下線が引かれた条及び号の細目（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の細目の表示に下線が引かれた条及び号の細目（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の細目の表示及び削除条等を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条等を除く。）に改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
（所管行政庁が必要と認める図書） **第２条**　省令第２条第１項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。 (1)　住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第６条の２第５項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し (2)～(5)　（略） **第６条**　（略） （許可申請書の添付書類） **第７条**　省令第18条第１項の特定行政庁が規則で定める図書又は書面は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第１条の３第１項の表に掲げる付近見取図、配置図、各階平面図、立面図及び断面図並びに申請理由書その他知事が必要と認める書類とする。 **第８条**　（略）	（所管行政庁が必要と認める図書） **第２条**　省令第２条第１項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。 (1)　次のいずれかに該当する書類 ア　住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関が、申請に係る長期優良住宅建築等計画が法第６条第１項各号（第３号及び第６号を除く。）に掲げる基準に適合することを証する書類 イ　品確法第６条第１項に規定する設計住宅性能評価書（品確法第５条第１項に規定する住宅性能評価（以下「住宅性能評価」という。）に係る部分について法第６条第１項第１号に掲げる基準に適合するものに限る。）の写し (2)～(5)　（略） **第６条**　（略） **第７条**　（略）

附　則

この規則は、令和４年２月20日から施行する。